### 企業の立地に対する優遇措置のご案内

## ~ 『大津町工場等振興奨励補助金』~

大津町では、平成17年7月から、町内に工場等を新設・増設する企業に対する大津町工場等振興奨励補助金を交付します。

### 《1》工場等の新設・増設

- ●対 象: ①3, ○○○㎡以上の工場等用地を取得。
  - ②2億円以上の投下固定資産総額。(土地を除く)
  - ③10人以上の新規雇用者。

(研究開発及び情報処理施設については、5人以上)

(1)・②・③すべてに該当すること)

### 補助対象工場等

・製造業・研究開発及び情報処理施設で、工場等の新設及び増設を行うもの。

### 補助対象経費及び補助金額

#### 【用地取得補助金】

・工場等の事業の用に供すると認めた土地(取得後3年以内に建設工事に着手)の取得価格に20/100を乗じて得た額(千円未満は切り捨てる)を1回限り交付。

◎限度額 2億円まで

#### 【施設整備補助金】

・工場等の投下固定資産税額に25/100を乗じて得た額(千円未満は切り捨てる) 以内を交付。ただし、交付する期間は3ヶ年度限りとする。

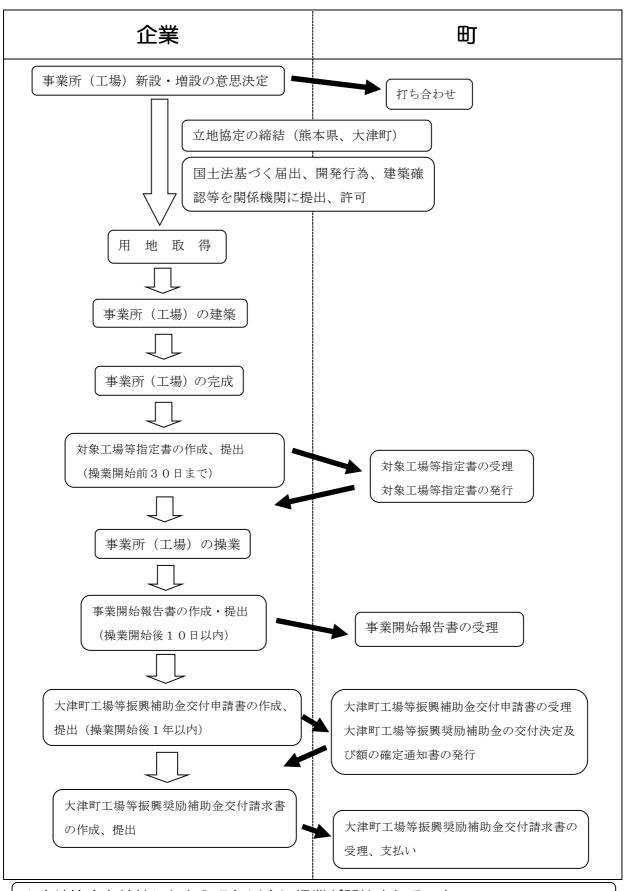
◎限度額 5千万円まで/年度

#### 【雇用促進補助金】

・常時雇用される者のうち、町内に住所を有する者で、一人あたりについて、正社員について30万円、非正規社員について15万円を乗じて得た額を交付(操業後、2年以内の請求分に限る)。

◎限度額 300万円まで

# 『大津町工場等振興奨励補助金』



※立地協定を締結したから5年以内に操業が開始されること